

# テレワークを導入して、 時間も場所も有効に活用しましょう

厚生労働省では、テレワークを導入する事業主を支援するためのさまざまな事業を行っています。

## ・ テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入及び実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたものです。

詳しくはこちら [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html)

パンフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/000828987.pdf>

## ・ テレワーク相談センター(厚生労働省委託事業)

テレワークの導入・実施時における労務管理や情報通信技術に関する課題について、電話やメールにて相談に応じています(無料)。また、専門的知識を有するテレワークマネージャーによる、具体的な導入に向けたコンサルティングも実施しています(3回まで無料)。

【電話・メールでのご相談、コンサルティングのお申込み】

電話番号 **0120-861009**

メールアドレス **sodan@japan-telework.or.jp**

【相談対応時間】

平日(月～金) 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)

詳しくはこちら <https://telework.mhlw.go.jp/info/map/>

## ・ テレワーク総合ポータルサイト

テレワークに関するQ&A、人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内、テレワークを導入している企業の先進的な取組事例のご紹介など、テレワークに関するさまざまな情報を取り扱っています。

詳しくはこちら <https://telework.mhlw.go.jp/>

## ・ テレワークのモデル就業規則

テレワークを円滑に実施するためには、使用者は労使で協議して策定したテレワークのルールを就業規則に定め、労働者に適切に周知することが望ましいです。

テレワークのモデル就業規則を作成しましたので、就業規則の策定時にご活用ください。

パンフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/001084303.pdf>

## ・ 人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し支給する助成金です。

詳しくはこちら [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework\\_zyosei\\_R3.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html)